○鹿追町商工業者営業届出規則

昭和５０年３月２４日

規則第２号

（目的）

第１条　この規則は、商工業者の実態を正確に把握し、以つて商工行政の円滑な推進を図る事を目的とする。

（定義）

第２条　この規則において「商工業者」とは、鹿追町内に住居を有し、町内に営業用の施設を設置し、現に営業している者で、専業・兼業の別、組織規模を問わず、商業・鉱工業・製造業・建設業・サービス業を営む者をいう。

（鹿追町商工業者営業届）

第３条　商工業者は、鹿追町長（以下「町長」という。）より鹿追町商工業者営業届（以下「営業届」という。）の提出を求められた場合当該日より起算して、１５日以内に別記第１号様式の営業届を提出しなければならない。

２　鹿追町内において、第２条に規定する業を新規に開業する者は、その行為を開始した日から起算して、１５日以内にその旨を別記第１号様式の営業届を以つて、町長に届出なければならない。

（記載事項変更届）

第４条　商工業者が第３条各項の営業届を提出した後、業種の変更・営業用施設の増改築等、同届の記載に変更があつた場合、当該変更日より起算して、１５日以内に別記第２号様式の記載事項変更届を、町長に提出しなければならない。但し、軽微な変更についてはこの限りではない。

（廃業届）

第５条　商工業者が、その事業の全部を廃止した場合、その行為を開始した日から起算して、１５日以内に別記第３号様式の廃業届を町長に提出しなければならない。

（商工業者台帳の作製）

第６条　町長は、第３条第１項及び第２項の営業届を受理した場合当該受理日より起算して、３０日以内に各業種別に分類した商工業者台帳を作製しなければならない。

２　商工業者台帳は、別記第４号様式とする。

（商工業者台帳の加除訂正）

第７条　町長は第４条の記載事項変更届及び第５条の廃業届を受理した場合、当該受理日より起算して１５日以内に商工業者台帳の加除訂正をしなければならない。

（閲覧の禁止）

第８条　商工業者台帳は、その内容が商工業者の業務詳細に亘る為原則として閲覧は禁止する。但し、特に必要があると町長が認める場合この限りでない。

（雑則）

第９条　その他、必要な事項はその都度町長が定めるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。